

第13回外国弁護士制度研究会 議事録

第1 日 時 平成21年7月7日(火) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 弁護士会館来賓室(16階)

議 事

伊藤座長 それでは、定刻になりましたので開催したいと思います。御多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第13回外国弁護士制度研究会を開始いたします。

最初に、協議のための配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 前回までは、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についての弊害・問題点について御議論いただきました。本日は、その御議論を踏まえまして、弊害・問題点の防止・解消のための方策、あるいは日弁連等による実効的な監督を行うための方策について、幹事の方で幾つか考え方を提示させていただき、更に御議論いただく、ということであったと思います。

そのような経緯を踏まえまして、本日は、新しい配布資料として、資料24から資料24-2までを配布させていただきました。また、前回配布させていただいた資料ですが、資料23を改めて配布させていただきました。

まず、資料24は、「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度についての検討事項（案）～弊害・問題点の防止・解消のための方策についての検討を中心として～」と題するものでございます。

次に、資料24-1は、「弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり、外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度（B法人制度）を創設する場合の弊害・問題点に関する意見の概要」と題するものでございます。これは前回の委員の皆様方の御意見をまとめたものでございます。

次に、資料24-2は、「弊害・問題点の防止・解消のための方策について」と題するものでございます。これは、資料24の「弊害・問題点の防止・解消のための方策について」の中で提示させていただいた論点1から論点5までの措置の概要を図示したものでございます。

最後になりますが、本日、越委員から、「当研究会の取扱う事項に関する判断基準について」と題する書面を御提出いただきましたので、これも配布させていただいております。

伊藤座長 よろしいですか。

前回、具体的ないわゆるB法人制度についての検討に入ったところでございますけれども、その中で特に、外国法事務弁護士に対して社員資格を付与した場合に、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、外国法事務弁護士が、社員である地位を利用して、直接的に関与し、又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがあるという理解のもとに、こういった弊害の内容及び程度並びに解決策についての論点を引き続き議論していく、こういう理解であったと存じます。

そこで、本日の検討に当たりましては、前回の検討を踏まえまして、委員の皆様方に可能な限り焦点を絞って具体的な御議論をいただければと存じます。

そこで、議論に資するために幹事に論点整理のための資料をまとめてもらいましたので、その説明を聞いた上で議論に移りたいと思います。渡邊幹事から説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、資料24を御覧ください。

資料24は、大きく2点に分けて構成されております。まず1点目は、「弊害・問題点の

防止・解消のための方策について」ということで、2点目は、14頁以下になりますが、「日弁連等による実効的な監督を行うための方策について」ということで、それぞれ考え方を示させていただいております。

まず、「弊害・問題点の防止・解消のための方策について」に関して御説明します。1頁を御覧ください。

前回までは、B法人を創設する場合の弊害・問題点について御議論いただきました。まず、外国法事務弁護士については、日本法に関する知識・能力についての制度的担保がなく、日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されております。

このような外国法事務弁護士に対して社員資格を付与した場合には、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、外国法事務弁護士が、社員である地位を利用して、直接的に関与し、又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがあります。

このような弊害について御議論いただいたのですが、議論のポイントは、2点ほどございました。まず、1点目は、このような弊害の内容・程度について、組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態であるB法人の場合とで異なるのかどうかという点、もう1点目は、社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合とそうでない場合とで異なるのかどうかという点でございました。これらの論点につきましては、現時点においては、資料24-1のとおり見解が分かれているところでございます。

資料24-1を御覧ください。

まず、組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態であるB法人の場合とで異なる、かつ、社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合とそうでない場合とでも異なるという見解がございました。これに対して、いずれも異なるという見解もございました。

幹事の方で委員の皆様の見解を要約しましたので、あるいは趣旨が異なっているというところもあるかもしれません。そのような場合には、その都度御指摘いただければと思います。

まず、外国法共同事業の場合と異なるという見解がございました。外国法共同事業の場合には、必ずしも組合としての統一的な意思を確定することが求められず、個々の組合員が自己の資格に基づく権限と責任の範囲内で個別に法律事務を取り扱うことになるから、個別の法律事務の遂行に必要とされる資格と取扱者の資格との間にそごが生じることはない。これに対して、B法人の場合は、法人自体が法律事務を取り扱うことになるから、意思決定、執行行為、代表行為の各場面で、その適正を担保するために必要とされる資格と法人機関として行為する者の資格との間にそごが生じる可能性があるなど、各場面の適正性が問題とならざるを得ない。例えば、B法人において依頼者に法的助言をする場合、個々の弁護士である社員の意に沿わないものであっても、内部的に確定された法人の意思に従わざるを得ないといった御意見がありました。

また、受任案件について、論理的には日本法に関する法律事務の部分と外国法に関する法律事務の部分とに分けることができるものであっても、実務的には全体的な一挙解決を勧めるべき案件について、法人内部においてだれがどのように意思決定するのかという困難な問題が生じるというような御意見もございました。

このような御意見に対して、外国法共同事業の場合と異なるという見解の方からは、次のような御意見がございました。

まず、組合形態か法人形態かは、法律事務所の運営のためのヴィークルにすぎないから、弊害の内容・程度について両者の間に差異はないという御意見がございました。

また、組合形態であっても、一つの組織体として活動している以上は、実務的には、個々の組合員の意見を集約した上、組合の統一的な意見として依頼者に法的助言をするのではないかと。そうであれば、法人か組合かの理念はともあれ、弊害の実態については両者の間にさしたる違いはないのではないかと。法人形態か組合形態かという観念的な議論をするよりも、外国法事務弁護士については日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されているというルールをB法人においてどのように貫徹させるかということが肝要であるといった御意見がございました。

次に、社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合とそうでない場合とについてどのように考えるかということですが、社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合は、当該社員の出資部分を当該ローファームが出捐することになると思われる。そうすると、当該社員は当該ローファームの意をくんでB法人の業務を運営することとなるから、実質的に見れば当該ローファームが当該社員を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるのでないかという問題提起がされました。

これに対しては、社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合に、B法人の業務運営が当該ローファームの影響を受ける可能性があることについては、外国法共同事業の場合と異なるところはない。要するに、外部者からの不当な関与を防止するための方策として、外国法共同事業の場合と同様のもので十分かどうかということに尽きるという御意見がありました。

前回までの議論をまとめますと、以上ようになります。

このように、弊害の内容・程度については見解が分かれているところですが、御指摘のあった点も踏まえ、幹事の方で弊害・問題点を防止・解消するための方策について幾つか考え方を提案させていただくことにしました。

御議論いただきたい論点として、論点1から論点5までを提示させていただいております。

まず、論点1ですが、「業務執行権限等の所在」ということとさせていただきます。

日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限及び代表権限については、いずれも弁護士である社員にのみ付与するものとし、外国法事務弁護士である社員には付与しないものとするかどうかということとさせていただきます。このような考え方を採用した場合、日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみにより意思決定がされ、弁護士である社員各自が、その決定された意思に従って執行し、かつ法人を代表することとなります。

その理由でございますが、まず、一つ目として、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについては、業務執行権限を有する社員によって意思決定がされ、業務執行権限を有する社員各自がその決定された意思に従って執行し、代表することになります。先ほど申し上げた弊害の発生を防止するためには、日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限及び代表権限を外国法事務弁護士に付与しないものとするのが相当であると考えられます。

次に、二つ目として、他の主要な専門職法人制度においても、2頁の表のとおり、取扱い

業務の内容に応じて、業務執行権限及び代表権限が付与される社員が定められておりまして、このような仕組みを参考にすることができるのではないかと考えております。

次に6頁を御覧ください。

論点2でございますが、「不当関与の禁止に関する規制」ということでございます。

ただいまの論点1の考え方を採用した場合、社員である外国法事務弁護士は、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについては、法人の意思決定を行い、執行し、及び法人を代表することができないこととなります。これに違反して法人の意思決定を行い、執行し、又は代表した場合には、懲戒等の対象となることとなります。事案によっては、外国法事務弁護士が自ら日本法に関する法律事務を取り扱ったものと評価される場合も考えられまして、そのような場合には、外国法事務弁護士が権限外法律事務の取扱いの禁止に違反したものと、やはり懲戒等の対象となるものと考えられます。

もっとも、社員である外国法事務弁護士において、このような直接的な違法行為に及ばないまでも、法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務遂行過程、具体的には、意思決定の場面や執行の場面ですが、こういった過程に不当な関与をするおそれ、又は社員若しくは被用者である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務について不当な関与をするおそれがなお存するものとも考えられます。

この点に関連して、外国法共同事業の場合でも、共同事業の相手方や被用者である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあると認められることから、このような弊害を防止するために、共同事業の相手方である弁護士に対する不当関与の禁止や被用者である弁護士に対する不当関与の禁止といった規制が設けられております。

そこで、B法人の場合も、外国法共同事業の場合と同様に、社員である外国法事務弁護士が、今申し上げたような方法・態様で不当な関与をすること自体を禁止するものとするかどうかということでございます。

伊藤座長 先ほど説明がございました2部構成のうちの「弊害・問題点の防止・解消のための方策について」の中で論点が五つございますが、適宜区切って説明と御議論をお願いしたいと思っております。そこで、ただいま説明のございました論点1及び論点2について、説明を前提にして御質問、御意見等をいただき、その後で論点3以降に移る、こういうことで進めさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

それでは、そのような形で、ただいま説明のございました論点1及び2に関して御審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

牛島委員 質問になるのですが、2頁の論点1の米印の行、「この場合」とあります行、「日本法に関する法律事務」というのはどのようなものとしてとらえればいいのでしょうか。「日本法に関する法律事務の取扱い」と書いてあるときの「日本法に関する法律事務」というのは具体的にはどういうものを指すのでしょうか。

渡邊幹事 今御質問のありました「日本法に関する法律事務」は、外弁法や弁護士法において定義された概念ではございません。

もっとも、原資格国法に関する法律事務や指定法に関する法律事務というように、法律で定義されている概念もございます。例えば、原資格国法に関する法律事務については、外弁法第2条第6号に定義規定がございまして、「原資格国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。」と定義されております。

このような定義規定と平行に考えまして、ここでは、説明の便宜上、「日本法に関する法律事務」を「日本法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務」という意味で使用させていただいております。

伊藤座長 いかがでしょうか、牛島委員。

牛島委員 ありがとうございます。

牛島委員 その下の理由の①なのですが、3行目、前から見ると「業務執行権限を有する社員各自が、その決定された意思に従って執行をすることとなる」。これは、各自がやるというのはどういうことを意味しているのでしょうか。

渡邊幹事 これは弁護士法人の考え方を援用しております。弁護士法第30条の12は、「弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。」と規定しております。また、弁護士法第30条の13第1項は、「弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。」と規定しております。このような弁護士法人における業務執行権や代表権の在り方を踏まえまして、B法人においても、意思決定の在り方はまた別にして、その決定された意思に基づいて執行行為を行うこと、あるいは代表行為を行うことは、いずれも個々の社員が各自単独であることができる。このような考え方を示しているものでございます。

牛島委員 私、この1頁の1のブルーの、青の表題の立て方について、何回か前に、単に弊害ではないのだ、本質が違うのだということを申し上げ、24-1ではあるいは「観念的な議論」という総括になっているのかもしれませんが、本質が違うのだと申し上げた記憶があるのですが、そうすると、2頁の理由の①でおっしゃっていることは、「混合法人」と仮定的に呼びますが、混合法人にするという場合には、この「各自が」というのは、日本の弁護士各自が、つまり業務執行権限を有する日本の弁護士各自がということまで決めておいた方がいいのかなと、こういう方向性を持つ議論なのですか、それともそこまでは別に意味を持たないものなののでしょうか。

渡邊幹事 今申し上げたとおり、弁護士法人の制度設計と同じように設計するのであれば、このような考え方が一つあり得るのではないかとということで提案させていただいております。

牛島委員 私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、申し訳ありません。もしそうだったら分からないとおっしゃってください。私のポイントは、弁護士法人というか法人が、あるいは混合法人も同じですが、法人が業務執行するということだと思うのです。業務を取り扱う。日本における弁護士法人とか法律業務にかかわる法人制度というものは、そこがとても特徴的だと私は理解しているのですが、仮にそのようなものを混合法人ないし外弁法人にも取り入れるということになれば、必ずしも弁護士又は外弁が業務執行行為を行う、各自又は何人が集まって、ということは一義的には出てこないような気がするのです、前にも確か税理士法を引いて御質問した記憶があるのですけれども、その部分についての考え方というのはどうなるのでしょうか。

渡邊幹事 その点は、法人の行為をだれが行うのかという問題だと思うのですけれども、それは社員が法人の機関として行為を行う。その行為は何かというと、業務執行であったり代表行為であったりする。そういった機関としての行為を社員すべてが共同して行わなくてはならないのか、各自が単独で行ってよいのかということについては、各自が単独で行うことができるという考え方をお示ししているということなんです。

牛島委員 そうすると、それは言外に、外弁であれ日弁であれ、「社員だけが」、つまり「法曹資格者だけが」ということも含んでいるということになりますか。

渡邊幹事 そうです。

牛島委員 はい。ありがとうございます。

6頁の論点2なのですが、二つ目の白丸、括弧内、「事案によっては、外国法事務弁護士が、自ら」云々と書いてありますが、ここは「懲戒等」という中に入っているのかもしれませんが、2行目にある「懲戒」と大分性質の異なる行為ではないか。この括弧内というのは職務権限外行為を想定されているのですか。

渡邊幹事 すみません、もう少し具体的にお願いしてよろしいですか。

牛島委員 もしこの趣旨と違ったら御指摘くださいね。二つ目の白丸で、混合法人で意思決定をして、その意思決定の仕方が不適切、つまり上の最初の白丸と異なる場合、これが懲戒等になる、これは一つそれなりに理解ができたのですが、二つ目の白丸の括弧内というのは単純な職務外の行為であって、懲戒等というよりは、これは刑罰法規で担保されていることではないかなという気がしたので、懲戒等とは、「等」の中に入っているとわれればそれまでですが、性質が違うのではないのかなという疑問なのです。

渡邊幹事 すみません、後段の二つ目の白丸の括弧内についての御質問の意味がよく分からなかったのですが、もう一度よろしいですか。

牛島委員 二つ目の白丸の二行目、括弧内を読みますと、「事案によっては、外国法事務弁護士が、自ら、日本法に関する法律事務を取り扱ったものと評価される場合も考えられる。この場合は、外国法事務弁護士が、権限外法律事務の取扱いの禁止」で、当然懲戒にもなるかもしれませんがけれども、それ以前の問題ではないか。懲戒と刑罰法規違反と、優先劣後をどちらにするのかということも議論かもしれませんが、深刻度においては刑罰法規違反の方が深刻だと思いますので、私はこの括弧内はそういう問題ではないかととらえるのですが、それは正しいのでしょうか。

渡邊幹事 この括弧内の問題は、以前、牛島委員から弁護士法人に関して資格者でない事務員が法律事務を取り扱った場合にどのように考えるのかという御質問がありましたが、そのことと関連するものです。そのときに、法人の履行補助者として観念できる場合なのかそうでない場合なのかということで、そこは認定評価の問題なのだけれども、少なくとも事務員が自ら法律事務を取り扱ったものとして評価される場合は、その事務員は資格者ではございませんから、この場合は弁護士法第72条に違反したとして刑事処分の対象となりますねと、このような議論がありました。それと同じように、外国法事務弁護士の行為が法人の行為と評価されない場合もあり得るところでして、その場合、つまり、法人の行為ではなく自ら法律事務を取り扱ったと評価される場合については、外国法事務弁護士は弁護士法第72条の適用が除外されておりますけれども、一部には罰則の対象となる行為もございますから、そのような場合には刑事処分の対象になる。そのような趣旨のことを記載しております。

牛島委員 ですから、そういう意味で、同じ「懲戒等の対象となる」ということで同種の違反であるというような誤解をする表現はいかがかな、よくないのではないかなと思って伺ったのです。つまり、2行目と5行目とはルール違反の程度が違うのではないかなという意味なのです。

渡邊幹事 それはおっしゃるとおりです。

牛島委員 ですよ。同じような表現ではちょっと違うのではないかなという気がしたのです。理解はそれでいいのです。

渡邊幹事 はい。

伊藤座長 それでは、ただいま渡邊幹事から説明がございましたような意味だと御理解ください。

論点2の方も含めて、ほかに何か御発言ございますか。

もしございませんようでしたら、とりあえず論点3に移りたいと思いますので、そのように進めさせていただきます。

それでは、どうぞ説明をお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、論点3について御説明します。資料24の8頁を御覧ください。

この論点は、B法人の社員のうちに弁護士である社員が占める割合に下限を設けることについて、2通りの考え方が考えられようかと思いますが、どのように考えるかということでございます。

考え方としては二つ提示させていただきました。まずA案でございますが、下限を設けるべきであるという考え方でございます。もう一つの考え方はB案でございますが、下限を設ける必要はなくて、法人の自治にゆだねるべきであるという考え方でございます。

それぞれの案についての具体的理由を御説明したいと思います。考え方が分かれるポイントを御説明しますと、前回まで御議論いただいた弊害・問題点について、外国法共同事業の場合とB法人の場合とで、弊害の内容・程度のあらわれ方が異なるという御見解に立つ場合にはA案に親和的であり、これに対し、外国法共同事業の場合とB法人の場合とで特に異なるところはない、あるいは規制の違いを設けるほどまでの違いはないという御見解に立つ場合にはB案に親和的であると御理解いただくと良いと思います。

まず、A案についての考え方を御説明しますが、理由は三つほどございます。

まず一つ目の理由でございますが、法人の社員の大多数が外国法事務弁護士である場合には、今御説明しました論点1や論点2のような措置を講じたとしても、法人による日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定及びその執行について、なお社員である外国法事務弁護士が不当に関与するおそれがある。また、不当に関与することではなくとも、少なくとも間接的に社員である弁護士による意思決定及びその執行に不当な影響を及ぼすおそれがあるとするものです。また、社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合には、当該外国ローファームの意向を受けて法人業務を運営することになる。特に、所属事業体が我が国の法律事務所の規模をはるかに超える大規模なローファームであることが多く、人的基盤や財務的基盤において格段の差があることが多い点などを踏まえすと、なお更このような弊害が発生するおそれが高まる。B法人においてこのような弊害が発生することを実効的に防止するためには、論点1や論点2のような措置ではなお十分ではなく、社員のうちに弁護士である社員が占める割合に下限を設ける必要があるとするものです。

次に、二つ目の理由でございますが、外国法共同事業の場合との違いについて説明するものです。組合形態の外国法共同事業については、組合員のうちに弁護士である組合員の占める割合に係る規制はございません。しかし、組合員個人が法律事務を行う組合形態の外国法共同事業と異なり、B法人においては法人自体が法律事務を行うのであるから、日本法に関する法律事務の取扱いを含めた法人のあらゆる業務について、その意思決定及び執行に何ら

かの形で外国法事務弁護士である社員が関与し、少なくとも関与する機会を持つことになる。したがって、B法人における意思決定及び執行の在り方は、組合形態の外国法共同事業とは質的に異なるのであって、組合形態の外国法共同事業とは異なった規制を行って弊害を防止することにも合理性があるとするものでございます。もっとも、依頼者から見た場合、法人としての法律事務提供と組合である外国法共同事業としての法律事務提供との間に差異がないように見えることはあるけれども、それは実態の問題としてそのようなことがあるというにすぎず、今申し上げたような議論に影響を与えるものではないという考え方でございます。

さらに、三つ目の理由でございますが、他の資格者法人の例を参考にすべきというものです。無資格者に対しても社員資格を付与している監査法人制度においては、社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限が設けられております。この制度が設けられた趣旨は、必ずしも今回検討の対象としている外国法事務弁護士に関する法人制度にそのまま妥当しないかもしれないけれども、資格の異なる者に法人の社員資格を認める場合に、社員割合をどのように規制するかという観点からは、一つの参考例となるという考え方でございます。

以上に対しまして、B案は、そういった下限を設ける必要はなく、法人の自治にゆだねるべきであるという考え方でございますが、理由は三つほどございます。

まず一つ目の理由でございますが、この論点において問題とされるべきは、委任事務の処理として行われる個々具体的な法律事務の遂行過程が組合形態であるか法人形態であるかによって異なり、その結果、実態としての弊害のあらわれ方も異なることとなるかどうかということであります。この点、組合形態であるか法人形態であるかについては、依頼者との契約に基づく委任事務の遂行主体が法的に組合員個人と整理されるのか法人と整理されるのかの違いのすぎず、実態としては、組合形態であれ法人形態であれ、担当弁護士、すなわち、組合の場合は業務執行組合員ということになりますし、B法人の場合は業務執行社員ということになりますが、そういった担当弁護士を中心としたチームで遂行されることに変わりはなく、したがって、このような法律事務の遂行過程に外国法事務弁護士である社員が関与する方法・態様も異なるところはないはずである。そうであれば、このような弊害の内容・程度に実質的な差異はないと言って差し支えなく、弊害の発生を防止するために講じるべき措置についても差異を設ける必要はないというべきである。そうだとすると、組合形態による外国法共同事業の場合、組合員のうちに弁護士である組合員が占める割合について下限が法定されておらず、当事者の私的自治にゆだねられているのに、法人形態によるB法人の場合についてのみ、社員のうちに弁護士である社員が占める割合について下限を設けることとするのは不合理である。このようなことから、弊害を防止するためには論点1及び論点2の措置を講ずることで必要にして十分であるというものでございます。

次に、二つ目の理由でございますが、A案の考え方に対する反論のような位置付けになるものです。A案の理由の一つ目が指摘するような弊害が発生するおそれがあることについては疑義があるし、仮にこのような弊害が発生するおそれがあるとして、これを防止する必要性があるとしても、社員のうちに弁護士である社員の占める割合に下限を設けるとの規制手段によってこのような弊害発生を防止することができるのか。つまりは規制の必要性と規制手段との間の合理的関連性にも疑義がある。また、A案を採用すると規制の効果が法人業務全般に及ぶこととなり、過剰規制となるおそれがあるとするものです。

また、そもそも社員のうちに外国法事務弁護士である社員の占める割合が弁護士である社

員のそれよりも多い場合は、そうでない場合と比較して、日本法に関する法律事務の取扱いに係る意思決定も執行もすることのできない外国法事務弁護士である社員が、弁護士である社員による意思決定若しくは執行に不当に関与するおそれが一層高まり、又は不当な影響を及ぼすおそれが一層高まるとする点、更に言えば、このような弊害が生じるおそれが類似する外国法共同事業の場合と比較して一層高まるとする点についてもやはり疑義がある。

いずれにしても、今申し上げた一つ目の理由のとおり、論点1及び2の措置を講じることで必要にして十分であり、にもかかわらず、社員のうちに弁護士である社員の占める割合に下限を設けるものとするのは、弁護士及び外国法事務弁護士が自由に提携・協働関係を構築することを阻害するおそれがある、B法人制度を許容するメリットが損なわれてしまうとするものでございます。

さらに、三つ目の理由でございますが、簡単にいうと監査法人制度の例を参考にする合理的理由がないとするものでございます。

監査法人制度の概要について御説明しますと、監査法人制度においては、社員のうちに公認会計士である社員の占める割合について下限が設けられております。監査法人において適切な業務運営を確保し、実効性のある組織的監査を実施していくためには、監査法人において経営・財務、内部統制、ITなどを含めて広範な知識と経験が求められていくものと考えられますので、公認会計士以外の無資格者にも社員資格を付与する必要があります。もっとも、監査法人制度というものが本来、公認会計士監査を組織的かつ適正に行うために設けられたものであることにかんがみますと、公認会計士以外の者が監査法人を支配することは望ましくないので、そういったことを避けるため、社員のうちに公認会計士である社員の占める割合に下限を設けるなどの措置を講じたものである。このように立法担当者などは説明しております。

B法人制度は、渉外的法律サービスの分野において弁護士と外国法事務弁護士とが緊密な提携・協働関係を構築・維持することの必要性が一層高まっていることを踏まえて、弁護士及び外国法事務弁護士に対し、利用者のニーズに的確に対応することのできる多様な選択肢を提供するため、双方が社員となって法人形態で業務遂行できるようにするものでございます。したがって、趣旨・目的が監査法人制度の場合とは異なりますので参考にならないということでございます。

簡単ですが、以上でございます。

伊藤座長 ただいまA案及びB案の説明がございましたが、補充してそれぞれの案の基本的な考え方や趣旨についての御説明がもしございましたら、お願いいたします。

ただいまの幹事の説明で趣旨や考え方が尽きているということであれば審議に入りたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

牛島委員 質問の部分なのか、審議の部分なのか、ちょっと分かりませんが、違いましたらまた後で御指示いただければと存じますが、私は、例えば10頁の③のすぐ上に「メリットが損なわれてしまう」と書いてありますが、この混合法人の議論そのものが出てきたきっかけは、日本の弁護士法人ないし日本の弁護士において外弁の方をパートナーとする必要がある場合があるのではないかと思います。現にある可能性について相当指摘された御意見がヒアリングの際にあった。その方々についてどう対処するかということであったと思いますので、それがここまで広がっているということは、「メリットが損なわれてしまう」というよ

うな表現で言わねばならないことなのかどうかということは、そこはもう昔のことだと言われればそれまでですが、むしろ前提となっていたのかなという気がしておりましたので、そういう観点が一よっとならないかもしれないと思います。

他方、これはどこまで議論が出たか、申し訳ありません、覚えておりませんが、現在の混合法人について、人数制限、割合制限があつては話にならないのだということが外弁の方から出たということでもないような、あるいはそもそもこういう混合法人が必要なのだということが外弁の方あるいはその他の方から広く出たということでもないような記憶なものですから、その点は議論の前提に、コンセンサスがあるものとしてかどうかは別として、あつていいのではないかなという気がいたしました。

伊藤座長 ただいまの牛島委員の御発言は、B案の理由とされているところの前提についての疑念といいますか、問題点の御指摘と受け止めて、ここでの議論の前提とさせていただきますが、それでよろしゅうございますか。

牛島委員 結構でございます。ありがとうございます。

伊藤座長 それでは、ただいまの御発言も含めまして、A案、B案それぞれの内容に関して、あるいは基本的な考え方に関して御質問、あるいはもう御意見をいただきたいと思っておりますので、御審議をお願いいたします。

佐瀬委員 B案の③について、A案の③で同じようなこと、「監査法人制度においても」云々と書いてあつて、「同趣旨が設けられた趣旨が必ずしも今回の対象にしているB法人にそのまま妥当しないかもしれないが」と言うのですけれども、この意味が私も分からなくて、同じようなものがあるのではないかと私自身は思っているのです。というのは、同じように法人ということになれば、法人のマネージングというのは必ずあるわけで、そうすると、弁護士会の職務規定にしろ何にしろ、そういうものを守った上でのマネージングをしなければいけない。ということになると、外国法事務弁護士も同じような職務規定を持っているわけですから、それを守っていくためには、日本の弁護士さんがいなければいけない必要性というのはそこでも感じられなくてはならないという気はするのです。その意味では、IT技術者と外国法事務弁護士を同じにとらえてはいけないのかもしれませんが、同じような側面があるのではないかなという気はしなくはないのです。その点、一概にこうは言えないのではないかなと思っているのを言っただけですから、全体的に書いてあることに反対だというわけではございません。

伊藤座長 分かりました。

その点、何か補充して説明がございませうか。監査法人との比較対象に関連して今のような御意見も出ましたが、よろしいですか。

では、どうぞ。

松木委員 私は質問なのですが、A案の①で、外国ローファームに所属する場合についてのことがここに云々と書いてあるのですけれども、抽象的にはこういうことが言われるようなことはあるかなと思うのですが、具体的には、所属員であるとういうことになってしまつて、何が心配なのかというのがよく分からないのですけれども。

伊藤座長 ①の「さらに」の段落ですね。

松木委員 「おそれが高まる」というのですが。

伊藤座長 どうでしょうか。どなたかここに書いてあることをもうちょっと具体的なおそれと

して描けるような例をお願いします。

松木委員 どういう場合が心配なのかなというのがよく分かりません。

伊藤座長 その点、何か、やはりこういうことが具体的なものにして、過去にあったかどうかは別にして、考えられるのではないか、あるいはこれまでのヒアリングなどの結果を踏まえるとこういう弊害が具体的なものとして想定されるのではないかという点で何か御発言ございますか。

下條委員 答えになっていないかもしれないのですが、普通に考えれば、所属事業体が日本に進出する場合、ものすごくお金がかかりますよね。5億円なら5億円かかる。そういう場合に、これは組合でも法人でも同じだと思うのですが、それをどういうふうに調達するか。私は、組合でも法人でも、外国法事務弁護士と弁護士との間の契約関係は組合契約だと思っています。法人であっても、すなわち、混合法人であっても組合契約です。したがって、そこには出資を書くわけですね。通常であれば、恐らく外国法事務弁護士がお金を出す、そして日本の弁護士は労務の提供をする、多分そういうことになるのではなからうか。もちろん日本の弁護士も金銭を出すことはあるかと思えますけれども、それは非常に少ないであろう。あとは、外国法事務弁護士は全部お金を出すのか、あるいは外国法事務弁護士も少し出して、残りは組合なり法人なりの事業体が本国の所属事業体から借り受けるというようなことがいろいろ考えられると思うのです。多分そういうのが普通の状態なのだろうと思われるのです。そうだとすると、組合でも法人でも同じですけれども、それぞれ日本弁護士と外国法事務弁護士のそれぞれの持ち分を決めますよね。そうすると、通常はお金をたくさん出した方が持ち分が多いわけです。仮に外国法事務弁護士が持ち分70、日本弁護士が持ち分30ということも非常にあり得る話だろうと思うのです。そういった場合に、では議決権はどうするのか。この場合、社員の構成を日本弁護士が過半数にしなければならないとすると、「議決権は70：30ではいけないよ」と、何かそう言っているみたいに見えるのですね。持ち分は70：30であるにもかかわらず、「人数的には日本弁護士の方を多くしなさい」と。そうすると、例えば、日本弁護士は二人、外国法事務弁護士は一人とします。外国法事務弁護士は70%の持ち分を持っている。日本の弁護士は30%ですから、15%ずつの持ち分となります。にもかかわらず、いろいろな意思決定をする場合には持ち分ではなく多数決で決めなさいということになります。そういうところでものすごくゆがみが出てきますよね。本来、組合契約では議決権も自由に決められるはずなので、多数決で決めなければいけないというのは強行法規にしないといけませんよね。ですから組合契約の自由を認めない、すべての法人なり組合なりの意思決定は構成員の多数決でもってする、そしてそれは強行規定であるから、組合契約にこれに反する規定があってもこれは認めないというようなことになるかと思うのです。これは非常に不自然ですよね。前に言いましたように、弁護士と外国法事務弁護士との関係は組合契約ですから、組合形式をとろうと法人形式をとろうと、それは同じだと思います。

牛島委員 これは私から見ると根本的な部分から出発していますから、場合によってそれが観念的に聞こえるのかもしれませんが、できるだけ事実から入らせていただきますと、しかも誤解を恐れずに申しますと、ポイントは混合法人、これは下條委員が今おっしゃったように、組合でもある場合成立することだと思いますけれども、混合法人というものは外国ローファームの支店になるのではないか。支店というのは実質的な意味で法的に支店になるのではな

いかということ指しているのではないかと私は理解します。つまり、支店の経営は当然本店で意思決定がされる。

その何がいけないのかという疑問については、私の知識、能力で十分に答えられるのかどうか分かりませんが、今の日本では、日本における法律家の仕事というのは日本において資格を持っている人がその内側だけで決めるものであって、日本における専門職としての法律家の仕事というものを外国の法律家、ローファームと書いてありますが、所属事業体によって左右されることはいけないのだという出発点、これが出発点としてよいかどうかというのはまた別途議論があるかもしれませんが、それを出発点として置きますと、実際に起きることは、この下限というのは、これも下條委員が今いろいろとおっしゃったこととかかわると思いますけれども、議決権のことだと思います。私は、ある場合に議決権について枠をはめることは金融の持株会社にせよあることであって、それ自体は少しもおかしくないだろうと思います。これは国としてどう考えるかの問題にすぎない。金融等においてはどうしてもなければならないものだという考え方だろうと思いますけれども、それと同じような発想で、議決権を持つということがあっても、過半数の議決権、それが75%なのかは別としまして、過半数、つまり半数を超える部分は日本の法曹資格者になければならないという発想なのだろうと思います。

これをもう少し具体的に申せば、前にも申しましたが、外弁の入っている法人、混合法人というものをつくれば、そこにいる外弁というのは、外国ローファームに所属している方である限りは、個人としてそこに入っているわけではない。もちろん形式的にはそうかもしれませんが、外国ローファームのパートナーであればこそ、5年なら5年の任期、場合によって3年、あるいは人によっては長いかと思いますが、そういう立場において機能として入っていらっしゃるわけですから、そういうことを見つめた場合には①のようなことが起きるであろうという趣旨でございます。

松木委員 分かるのですが、その場合ですと、例えば、今ここでやろうとしているときには、前提として論点1、論点2があったわけですね。日本法に関するものについては日本の弁護士だけがやる。したがって、そこにおいては外国のローファームであっても議決権はもう既に制限されている。こういう状況のもとで出てくるとなると、ここで言っていることは、日本の弁護士が日本法について意思決定するときに、ものすごく間接的な意味での法人のマネジメントみたいなところでこういう人数の制限をしておかないとそのほかの面で不当な影響なり何なりが及ぶ可能性があるから、そこに何らかの縛りを掛けるべきである、こういうことになるわけですか。

牛島委員 よろしゅうございますか、私がお答えして。私が答えるのが相当かどうか分かりません。すみません、違っていたらお教えください。

イエスであり、それだけではないということだと思っています。これは私の考えです。またそれが唯一の考えかどうか分かりません。

イエスであるのは、今おっしゃった理由です。

それだけではないというのは、実は外弁だけの法人であれば、支店になって、そして本店からの指示で運営される、法律事務を行うということでもいいのかどうかということについては、私はそれ自体も現在の外弁法の構成からは許されていないのだろうと思います。しかし、それは実務的に考えて日本法に相わたることではないので、その部分について直ちに議論を

する必要があるかどうか、これは重軽を付ける必要があるだろう、単に理屈を通すということではないだろう。しかし、混合法人ということになれば、正に松木委員がおっしゃったように、日本法にかかわるということなので、そうであるのかと言われれば、そのとおりであると言うことで、松木委員のおっしゃったことに戻ってくると思います。

伊藤座長 どうぞ、中川委員。

中川委員 前回からの議論に関連していると思うのですが、このA案とB案の大きな違いは、「法人か組合かで、外国法事務弁護士が日本法に関与する弊害が高いのだ、高いからこそ組合と法人とでそういう規制の在り方も別にすべきである」という、これが大前提になっていると思います。先ほど松木委員や下條委員からのお話を聞いていて、私自身もよく分からないのですが、例えば外国ローファームが入ってくるというのが、では本当に組合から法人になってどれだけ違うのだろうか、あるいは不当関与というものがそれほど大きくなるのかというのは、具体的にはなかなか想定しにくいというのが率直なところです。一方で、規制手段というのは、先ほど下條委員がおっしゃったように、正に議決権まで拘束する、これは強行法規にしないと意味がないものだと思うのですが、法律事務以外の一般的な、人事面ですとかいろいろな運営面すべてにおいての議決権まで拘束するという、かなり強行法規に近いような規制を掛けることになると思うのです。それを掛けるまでの根拠、弊害が本当にあり得るのだろうか。そういうおそれが一般的にあるところまで言えない限りは、規制方法としては、そこまで重いものを入れるというのにはやはり慎重にならざるを得ないのではないかと思います。

意思決定が外部から見えにくいというのはあるかもしれませんが、それは混合法人でなくても、日本法人でも同じことであろうと思うのです。どういうことが想定されて、かつその想定が非常に一般的であるようなものがあるのかなというのが私としてはなかなか想定しにくいところがございますので、A案の根拠としてこのようなものが合理的であるとおっしゃるのであれば、そこはやはりそれなりの弊害があるということを御説明いただかないと難しいのではないかなと思います。

伊藤座長 具体的にここに挙がっているように、外国の大規模なローファームから派遣されて、牛島委員がおっしゃるような実質的な意味での支店としてのB法人というのができたときに、何かここに言われているような問題がありそうだなという気もするのですが、しかし私も気がするだけで、具体的にそれが論点1や論点2で決められている規律をそうであるがゆえに潜脱するような現象が定型的に起きる、多分A案の基礎になっている考え方はそうだと思うのですが、そのことがなかなか、松木委員から先ほど御発言があったように、どういう場面でそうなるのかなというのはまだ十分のみ込めてないところがございまして、そのあたりの説明をしていただくと大変有り難いと思うのですが。

柳幹事 今の座長の御質問に直接答えるような具体的な話ではないかもしれませんが、話を整理しますと、この理由、A案で①と②で二つに分けておりますけれども、①のところ松木先生がおっしゃったような外国ローファームが所属事業体である場合と比較して考えるのは、恐らく今回この外弁研で混合法人の必要性をよく御主張されたような、日本人の弁護士が中心となっている組織体、それとの比較において、所属事業体が外国あるいはインターナショナル的な存在である場合に、日本法に外国の弁護士の方々が関与する可能性があるかないか、このところが一つ切り口としてあるのですね。それに対して、今、中川委員が

おっしゃった、では組合形式と比べてどうなのかというのは②の方の御議論だと思うのです。この②の御議論については、その切り口については、この②の方で書いてあるとおり、組合と法人とでは意思決定の方式が違うのではないかと。こういうふうに、一応A案の御説明として作ったものは①と②で二つ切り分けてはあります。ですから、幹事からするとそういう程度の御説明ですけれども、そこを二つ分けて御議論いただいた方がいいのではないかと、思うのです。

あと、中身については委員の先生方の御議論にお任せします。

伊藤座長 意思決定の方式は確かに共同事業の組合方式と法人の場合では違うのですが、日本法の法律事務に関する法人としての意思決定にB法人の社員である外国法事務弁護士が関与してならないというのは別の規律としてあるわけですね。しかし、法人の形をとっていると、本当はそういう規律があるのだけれども、それに反しているかどうかということが見えにくくなるということですか、指摘の趣旨は。その辺をもうちょっと御説明いただけると。

柳幹事 一応A案を作成したときには、この②の部分については、組合の場合にはいろいろな組合の契約形態があり得るので、場合によっては法人と同じような運営をされて、常に意思決定については一つの意思をつくっている組織もあるかもしれませんし、組合によっては個々の組合員が意思決定をなさり、業務執行をなさるということもあり得るわけですが、法人の場合は果たしてどうなのかというと、一つの考え方として、法人というのはだれかが業務執行権限に基づいて何らかの業務をするということになります。これを評価する場合には、まず意思決定の段階ではだれがするのかということ、あくまでも法人として意思決定をするわけです。その法人の内部において、例えばこれはあなたが個人でやっていいよとか、あるいは全体で決めましょうねというふうに決めたとしても、それはあくまでも法人の意思決定なので。そうすると、今、座長がおっしゃられたとおり、外部からはだれが意思決定したか見えないわけです。本当に観念論としてそういうことが言えて、そういうことから意思決定の過程が見えなくなって、発現する場合にはあくまでも法人の意思が決定され、それに基づいて業務執行をする。その場合に、その業務執行される人が個人としておやりになっているように見えても、評価としては法人の業務として評価されるということ②で言っているつもりなのです。ただ、その御説明がいま一つ腑に落ちないという御指摘を今いろいろ受けて、そうかもしれないと思った次第ではあります。

伊藤座長 ありがとうございます。

牛島委員 こういう説明の仕方をすると少し乱暴なのかもしれませんが、試みです。

法律家が法律家として100点満点のことをしていれば、規制は何も要らないですね。禁止事項があってもそんなことは起きないから、それ以上何も要らない、あるいは個々の法律家の良心、もちろん職業的良心ですけれども、に任せればそれですむはずだ、なぜならば試験に通った立派な人であるはずだからだと、そういう出発点には立っていない、場合によっては間違いが起きるということで一定の枠組みが要るのかと思いつつ申し上げているつもりです。

例えば、混合法人がニューヨーク本店直営、支店というのは直営という言葉で言いかえませんが、でいけない理由として思い付くのは、松木委員に御理解いただくに足るのかどうか、すみません、私の例が拙いかもしれないので、例えばニューヨークにとって、あるいはワールドワイドかもしれません、とても大事なお客様というのはあると思うのです。お客さんが

大事だろうとどうであろうと、法律家は言うべきことを言うだけだと言ってしまうと、これから先の議論は要らないと思います。弁護士でないと、法律家としてやるべきことをやるだけのことなのに一体何でそういうよこしまなものがあるのかということになるのかもしれないという気持ちを若干恐れつつ申すのですが、しかし実際には絶対ないとは言いきれない。これは最終的には懲戒になるわけですから弁護士としてもけしからんのかもしれませんが、例えばとても大事なお客さんがある。そのときに日本で、もちろん自分の支店、直営店があればそこに行ってくださいと言い、依頼者も喜んでそこに行ってくれる。通常あることだと思います。そこに行くと、日本法の問題らしいなど、主要部がどっちかということまでは分からないけれども、少なくとも日本法も絡んでいる。例えば全体のコンプライアンスの問題かもしれません。金融機関で、全体のコンプライアンスのうち日本でどうすべきかという問題かもしれない。それについて、直営店である場合は、ニューヨークが理解しないとアドバイスは出てこない。なぜか。とても大事な依頼者については、とても重要な弁護士がニューヨークで主担当になっている。そういうものだと私は思います。その方が納得しないままに、日本ではこうなっていますよということを単に言っても、なかなか聞いてもらえない。いや、なかなか聞かない人が悪いので、きちんと話せば必ず聞いてくれるはずだという前提は採っていません。そのときに、米国の弁護士の、もちろん職業的良心に基づいた常識に基づくアドバイスというのが通りやすくなる。そういうときにそれを制度的に防ぐということはどうしたらいいのだろうか。もちろん日本の弁護士がしっかりしていればよい。ヒアリングでもそういうお話があったと思います。日本の弁護士がしっかりしているかの問題で、私ぐらい年がいったら大丈夫なのだけれどもというお言葉もあったような気がします。ちょっと記憶ですから間違ったら申し訳ありません。

ここで私が重要だと思いますのは、混合法人にせよ、弁護士法人にせよ、外弁法人にせよ、法人になると、これは「法人」のアドバイスなのです。そういう意味で、法人の業務の執行としてアドバイスをすることと個人の弁護士がアドバイスをすることは全然法的に違うと私は理解しています。法人のアドバイスを伝えるという役が日本の弁護士の役なのだろうと思う。そのときに直営店の日本の弁護士が議決権において多数を占めていない場合には、どうしても本店の意向がそのまま法人のアドバイスになりがちではないか。こういうことが起きるとすれば、それは外国から日本に進出されている当該ニューヨークの親事務所の重要な依頼者の方にとっても、日本法のよいアドバイスができる体制としてはよくないのではないか。それは自由競争であって、そういう事務所を選ぶ人が悪いのだということよりも、むしろ私は、そういうニューヨークの大きな事務所の重要な依頼者であれば、日本にとってもきっと重要な外資でしょうから、そういう方に日本法について正確なアドバイスをできる体制をつくるということは、私は日本の側の義務ではないかなという気がするのです。

もう一つ、余計なことかもしれませんが申しますと、現在組合で行われている、組合と法人が違うということは私は何度も申していますが、現在外国法共同事業でこうなっていることと絶対同じにしなければならぬという前提は、私はないと思います。外国法共同事業はこうであるということにらむ必要はありますけれども、そうであろうとなかろうと法人というもののアドバイスは出てくるのだという前提になったときにどのような体制がいいかということを考えるべきで、法人のアドバイスというものは法人であるから、法人として、これはむしろ②の話になるのかもしれませんが、いろいろなところでアドバイスをつくる過程

があるでしょうから、やはり日本においては直営店というものは望ましくないのではないかと考えています。

伊藤座長 どうぞ，高中委員。

高中委員 確かに論点1，論点2までは異論がなくて，3に来てどうしてという，特に経済界の松木委員からの御質問は，考えてみるとある程度もつともなところはあるかなという感じは受けております。恐らく，弁護士の法律業務を単純ビジネス，法律サービスというビジネスの面でとらえた場合に，どうしてそんな割合が必要なのと。つまり，クライアントのために最大利益を尽くして権利を擁護する，あるいは確保する，そういうサービスを提供するのが弁護士であると，その差においてアメリカの弁護士であろうと日本の弁護士であろうと，クライアントの目から見れば同じでしょう。それが，アメリカの弁護士が巨大な何千人ものローファームに属している人が来たって，それは依頼者という面で，弁護士を利用するビジネスからとらえればむしろよいのではないかと，こういう御発想だと思うのです。つまり，弁護士の仕事をビジネス面にとらえて，職域の確保・拡大，ちょうど越先生がお作りいただいたものもごさいますけれども，外国法事務弁護士でも職域の確保・拡大につながっているし，依頼者，国民からしても，法的サービスの質・量・価格の確保は図られる。すべて万々歳ではないのと，こういう発想だと思います。

確かにアメリカの，今は大分違いましたけれども，サブプライムの前は，GMが来て日本の自動車と提携して，実際に倒産間際に行ったマツダはフォードの傘下に入って，どこが悪かったの，よい車を作ったでしょうと。それが逆に世界に行っていますよね。クライアントレベル，それからお客レベル，そういうもので考えたら，フォードの傘下に入ったマツダはどこが悪いの，外資はすべておかしいのではないのかという発想にでも立たない限り出てこないのではないかと御疑問はもつともだだと思います。

そもそもこの議論が始まる前に，アメリカの弁護士は利益だけを追求して，それ以外は全く人権擁護も何も関係ないのだというような非常にバイアスがかかった議論はしないと言いましょか，私もアメリカの弁護士の中で人権擁護のために邁進している弁護士がいらっしゃることは知っていますから，アメリカの弁護士はイコール，汚い言葉をすれば銭もうけだけ，それ以外は何ら興味がない，こうは断言できないわけです。であるとするならば，割合の問題について中川委員から御質問があったとおり，1と2があつて何で3が必要なのかというのはよく分かるかなという気がするのですね。弁護士では一緒ではないのか。つまり，そのレベルでとらえると，弁護士を，古い法社会学者の議論でありますけれども，法的サービスモデルでとらえたとすれば，「どこが違うのですか」という指摘はもつともだだと思うのですね。

ではここのA案は一体何を言いたいのかというと，一言で言えば，アメリカの巨大ローファームに日本の弱小弁護士が意のままに操られて，はっきり言うと法文化がアメリカの感覚に従った弁護士が日本に来て100パーセントコントロールして，日本の弁護士文化，弁護士風土が変質するのではないかと，こういうレベルの話に最後は行ってしまふのだろうか。そうすると，越先生，佐成先生，松木先生の経済界から見れば，「弁護士は何を考えているのだよ」と。「日本の弁護士の独自性なんて，そんなことを言っていたって時代遅れですよ，世界の中の弁護士になりなさいよ」と，こう言われてしまうと返す言葉はないのですが，そこでいつも出てくる，私の昔からの古いタイプの弁護士像から言うと，日本の弁護士が恐れ

るのはやはり「弁護士自治」なのですね。越先生のペーパーで、「②弁護士の利益」のところで「職域の確保・拡大」というのがあって、これ以外の価値があるかというのですが、今や絶滅危惧種まではいっていませんけれども、皆さん、弁護士がビジネスだというので、かなりそういう感覚が大きくなってきているのは私自身も認めるのです。要するに弁護士はビジネスなのだというのですが、私みたいに登録30年もたった化石みたいな人間から言うと、やはり弁護士自治という制度を守りたい。つまり、そのためには強制加入制度でなければいけない。となると、弁護士のアイデンティティは何かというと、弁護士が弁護士会、こういうところで話すときに、金もうけの話ではまともらないのです。なぜか知らないけれども、そこでは公共性、公益性という話になるとみんな話ができる。例えば刑事事件でお金がもうかるなんていうことはめったにないわけですが、はっきり言えばみんな持ち出しですよ。この前の足利事件の先生も恐らく持ち出しです。だけど、ああいうものに対してみんなが求心力という形で、弁護士会の中ではお金ではないものに対して非常に求心力が高いという、実に不思議な業界です。ほかのビジネスの世界から見ると、「弁護士というのは金もうけだけではないの」とおっしゃる方も一部にはいますけれども、中には古典的にそういったものに対して価値観を見出して、それで結集していこうという意識が非常に強うございます。確かに業務拡大、職域の確保・拡大ということについて、これを無視してよいなんて私は一つも思いませんが、これを前面に出す、つまり弁護士は一つの法的サービスを追求する職業なのだから、アメリカの弁護士が来たってよいではないのという議論のところにストップがかかる議論は、懐かしい言葉ですが、在野法曹とか弁護士プロフェッション論と。ではアメリカの弁護士はプロフェッションではないのかというと、プロフェッションであります。アメリカの弁護士でもきちんと公共性、公益性というものは認識しながらやっておられるということは私も認めるところなのでありますが、そこへ来てしまうと、最後に来るのが、日本弁護士の独自性と言っていいのでしょうか、弁護士自治というところについてアイデンティティを壊されたくないという意識が強いというふうに私は総括したいですね。つまり、お金もうけだけ、ビジネスだけになりますよというところの一点にもしなったら、利潤追求だけに走るということになったときに、皆さんの結束といいましょうか、弁護士のもとに一つのフラッグが立つということがなくなると思っているのです。お金だけであれば、恐らくフラッグはない。それは恐らく経済界の人も、弁護士ってばかだね、この世の中は金ではないのとは嘲笑しないと私は思っているのです。そういう弁護士像があるからこそ、マスコミの方々も弁護士に対してやはり信頼を寄せている。弁護士が朝な夕なに通帳を見て電卓をはじいている姿というのは決して美しくないし、酒を飲んでいる席で、「おまえ幾らもうかった」という話で延々金の話ばかりして呵呵大笑しているという姿も、決してマスコミの人が見たときに弁護士に対して尊敬の念は持たない。

となると、このA案は、風が吹けば桶屋がもうかる、余りにも杞憂ではないのとおっしゃる議論は、理解はできます。人的基盤、財務的基盤において各段の差がある巨大ローファームに属しているアメリカの弁護士が来て、日本の弁護士、どこが悪いのですか、依頼者の目から見れば、権利を擁護するというのは同じでしょう、何が違うのですかという根本的な疑問は正にそのとおりでと思うのですが、今私が申し上げた、非常に古いと言うつもりもないのですが、若い人からするとビジネスなので、そんな弁護士自治なんてばか言ってるのではないよみたいなことを言う人も一部にいるようではございますが、その感覚があるからこ

のA案というのは出てくると思います。経済界の人たち、あるいは弁護士以外の先生たちは、私の言っていることを見て、「それはおかしいよ、しょせんビジネスという面で特化した目で見ればシェア論などというのは全く意味がないではないの」と言われてしまえばそれきりになるのでしょうかけれども、こういう古めかしい意見もあるということをお願いして、A案の底にあるのはそういう意見だなと私は思っています。違う意見をお持ちの弁護士の先生も恐らくいらっしゃるとは思いますが、こういう意見もあるということをお願いしていただきました。

伊藤座長 ただいまお名前が出ましたが、越委員あるいは佐成委員、A案、B案について御意見いかがでしょうか。

越委員 ちょっとお願いします。私の方も何か申し上げなければいけないことを今感じておりました。少し長くなるかもしれませんが、四つぐらい申し上げたいと思います。

一つは、今日お出した1枚紙の趣旨なのです。この研究会がもう約1年ということで、集積されてきたものを自分なりにまとめておきたいと思ってこれを作りました。こういう研究会で最終的にいろいろな意思決定、判断をするときに、「どういう尺度や物差しでされているのかな」というのをじっと聞いていたり、あるいは事務局をお願いして過去のことを調べていただいたりしたときに、いろいろなことが出てきました。それを順不同なのですけれども並べてみると、「こういうものがあるみたいだ」というのが、この1枚紙です。この5項目が今後、「六つ、七つにはもう増えないのだ」ということでもないかもしれませんが、今後補充する必要性も見ておかなければいけない。それについて御指導いただける機会があったらお願いしたいということが一つの趣旨です。

もう一つは、最後の3行に書いてあるのですが、①～⑤までとにかく出てきたけれども、「それらがトレードオフの関係になった場合に、どちらかを優先しなければいけない。」という場合があったときのことで、極端な言い方をすれば、神様が、「おまえのお父さんかお母さんどちらかを殺す、おまえが選べ」と、どちらかを選ばなければいけないのだという「ギリギリの判断」を迫られたときにどれを優先するのか、という問題です。

たとえば、②と④が対立したというときに、あるいは①と⑤が対立したというときにどちらを選ぶのだというところの判断基準は、私の認識した限りでは、この場では出なかったし、多分今後も出ないのだろうと感じました。それは、そのときそのときの政治情勢とか関係者の倫理感、人生哲学ということまで関連しながら決まってくるものなのだろうということだけを私は理解して、逆に言うと、この最後の3行についてこれ以上「こういう基準でやるのだ」という何ものかが出てこなくても自然なのではないかと思っております。

それから、この1枚紙についての最後の補足を申しますと、実は、私はこの①から⑤までの間の①、④、⑤は一つのもので、②、③はまた一つのものだと思っています。なぜかという、全体利益と部分利益という言葉がありますが、①と④と⑤は多分全体利益という言葉に近いもので、それに対して個別のアリーナに存在します。その利害というのは当然あるわけで、あってはいけないということはないのです。あっても当然だし、全体側にいる人も、ゼネラルパブリックにいる人も、それは認識すべきだと思います。個別か全体かという、②と③がくくりで①、④、⑤がもう一つのくくりではないかと思っております。

論点3の方に話を移したいのですが、私から見ると、論点3に関して考えるときのフレームワークには、「外人支配」という問題と「不当関与」という問題の二つがあると思います。

どちらから申し上げてもよろしいのですけれども、まず「不当関与」の方から申し上げますと、私は事務局で作っていただいた資料を拝見したときに、逆に、「能力と志のある弁護士の方に若干かえって失礼なのではないか」というぐらいに思いました。というのは、この不当関与というのは「日本法の事務取扱に関する不当関与」ということですよ。何らかの事情によって日本法についてゆがんだ、あってはならないようなことが起きるかどうかなどということなわけですけれども、平たく言えば、「外部の圧力によって日本法に関する不当関与が起きるかどうかな」という問題だと思います。「外部の圧力」というのはいろいろあるわけで、先ほどお話に出ていました、「法人としての、あるいは事務所としての重要な顧客との利害関係」であるとか、あるいは「弁護士個人あるいは外弁の方個人としての利害関係」もあるでしょうし、あるいは「姻戚関係」とか、「さまざまな外部の事情」というのもあると思います。「そういうものがありながらも、能力と志に従ってやっていく方々に信頼を置いてよいのか悪いのか」というと、私は「よい」と思っています。それが私の事実判断であり、この段階における価値判断であります。

もう一つの「外人支配」という言葉も、言葉としてよくないかもしれませんが、日本人の感性、カルチャー、風潮あるいは社会的な気分の中にそういったものも存在していることは事実として認めなければいけないところだと思いますので、論点の一つとしてこういう研究会の場にこれが登場することは是認するべきだと私は思います。それをどう考えるかということなのですけれども、一つは、国際経済学の教科書の非常に最初のところによく出てくる「幼稚産業の保護」という問題があります。貿易政策において「保護主義を採らないと外資がドーンとやってきて国内産業が死に絶えてしまうから」という議論が生じたときの問題です。こうした保護政策が「国民のベネフィットを増やすのか減らすのか」ということを数学的に解き明かすのが国際経済学の教科書のごく最初の方に出てくるわけですけれども、あそこで言うところの「幼稚産業の保護」というような政策が日本の外国弁護士制度を考えると必要かどうかという、私は「必要ではない」のではないかと思います。

それについて二つ補足したいと思いますのは、一つは、農業の保護によって農業が弱くなるという議論と同じでありまして、「闘っていただいたほうが強くなるのではないか。」という問題、つまり競争促進であります。私が本当に信頼し尊敬してやまないある大先輩の、ニューヨークで御活躍の弁護士の方が、もう10年以上前から力を込めた声でよくおっしゃっているのは、「質を高めたいと思えば競争が一番」ということです。「弁護士も同じなのです」ということであります。ですから、競争が阻害されることを防止し、排除していくということが日本の法曹界にとってもよろしいことであるという議論は無理がないと思いますし、依頼者・一般国民のベネフィットのためにもその方がよろしいのではないかと思います。

別の観点から言いますと、この外人支配という二つ目の論点に関して、法曹界には「ジャーナライゼーション」という言葉があるようですし、金融界には全く同じことを意味する単語として「ウィンプルドン現象」という単語があるのですけれども、「そういうような状況になってしまうことはよいことなのか」、あるいは「なってしまったらそれでもよいという判断なのか」ということについては、以前にこの場で私が申し上げたように、私個人としては「それはよくない」と思っています。それを防止するような手法のところの問題について言えば、「守ってあげて支配から免れる」ということではなくて、「自ら強くなっていたらいい、はね返していただく」というふうな制度の立て方の方がよいし、そういうやり方をし

でも大丈夫なぐらいに、既に日本の弁護士の方々というのは質的、量的に十分な信頼性を持っていただいていると思います。

先ほど「四つ言う」と言いましたけれども、ここで切りましてその最後の四つ目を申し上げます。集団的自衛権の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の岡崎久彦先生という外務省のOBの方のどこかの本に出てくると思いますけれども、こういうことです。「民主主義というのは豊かな経済社会にしか定着しなかった、貧しい国には民族主義若しくは共産主義しか生まれなかった」、そのように書かれています。確かに事実としてはそのとおりだと思います。そして、その問題は、「豊かな経済社会をつくった立役者はだれだ」ということであります。そこに大学の教師の方、弁護士の方、あるいはドクターの方、いろいろな方が日本の経済社会を支えるためにそれぞれの役割を担っていらっしゃるということは認めます。それぞれのお仕事に尊い価値があるということはもちろん認めます。それと同時に、豊かな経済社会をつくった立役者の中には実業家も含まれているということは、彼らの名誉のために私はここで申し上げておきたいと思います。同じ方向を向いたベクトルを共有しています。弁護士の方でも実業家の方でも、結局それぞれの活動を通じて日本の経済社会が民主主義の定着を見るように、それぞれの役割を果たされているのだという位置付けにあるということを最後に申し上げて、ちょっと私の言葉が足りなかった今日の1枚目の紙の補足とおわびということにいたしたく存じます。ちょっと長くてすみませんでした。失礼しました。

伊藤座長 佐成委員、いかがですか。

佐成委員 感想的な話になりますけれども、「弁護士ビジネス論」か「弁護士プロフェッション論」というのは、私からすると、どちらかというのかなり極論だだと思います。程度問題ではないかと思えます。私は基本的にビジネスの方に身を置いておりますけれども、経済界ということで申し上げるならば、そこにはやはり職業倫理があって、やはり国民経済全体のことを考えながら日々業務をやっておりますので、弁護士だけがプロフェッションとして尊いとは必ずしも言えない。程度問題だだと思います。確かにおっしゃるように日本の弁護士には独自の伝統もございますし、それはそれで尊重しなければいけないと思うのですが、それでビジネスに身を置く者は金もうけ一辺倒だとか、そういうのは極論過ぎるような気がいたします。それが一つ。

もう一つ、この論点3に関しては、10頁の②の最初のところに「過剰規制」になると書いてあるのですが、実際に過剰規制になるというのは、先ほど中川委員がおっしゃっていたのと同感なのだと思います。それとあわせて、そもそも外国のローファームの中には外弁登録をきちっとされた方以外に多数の方がいらっしゃるわけですし、にもかかわらず外弁登録しているということは日本法をきちっと遵守しようというコンプライアンス意識の高い方がいらっしゃるわけですので、仮にこの規制を入れるとすると、登録を差し控えるという逆効果にもなるわけで、もし何かをやるのであればそちらの方も見なければいけないという話になって、この外弁の割合を日本の弁護士より減らせとか、そういう単純な形式論でやって果たしていいのかなというのがちょっと疑問があるということがございます。

伊藤座長 松木委員。

松木委員 今、佐成委員がおっしゃったとおりで、ビジネスのところでのプロフェッショナル・エシックスというところは正に佐成委員がおっしゃったところですし、日本の弁護士も

そうですし、我々企業の中でやっている人間もそうですし、外国の弁護士に頼むときにも、やはりその方々が持っておられる「プロフェッショナル・エシックス」というのが一番大事なところなのではないかなと思っていますので、そこを何か余り差があるみたいに言うてしまうのもいかなものかなという気はします。確かに出方がすごく違っている。弁護士法の第1条のあらわれ方と、アメリカのABAか何かの弁護士の倫理規定か何かの第1条だったか、ちょっと忘れましたが、その辺のところ、社会正義が一番最初に出てくると、クライアントの利益保護というのが一番に出てくるとい、そういう若干の差はあっても、ABAも確か前文には社会正義の話が書いてあったと思いますので、そんなにそこが大きく違うという話ではないのではないかなと思います。

伊藤座長 中西委員、いかがでしょうか。

中西委員 まず前提として、日本法に関して不当関与というところについて、そういうおそれがというA案については、別に規制をしているわけですので、だから論点3のような規制になるというのには全く乗れないわけですが、それはそれで置いておいて、ちょっと今までの話と全然違うことをお話しさせていただきたいのですが、私としては、ニューヨークなどの大きなローファームが支店というような形でも日本に来てもらった方が、状態としてはよいのではないかなと思っているわけなのです。つまり、ニューヨーク州の資格を持っている弁護士の方が日本でニューヨーク州法に関しての法的サービスを提供してくれる。今いらっしゃる外弁の方、あるいは日本の弁護士の方も法的にはできるということになっていますけれども、そういう状態よりも、外国からどんどん来られた方がベターなサービスが提供されることになると思うのです。その辺が大分前提として皆さんと違うかも分かりませんが、それでそういう投資を呼び込むみたいな観点からいたしますと、こういうA案みたいな規制をすることで果たして来ていただけるのかということ、下條先生が議決権とかに関してゆがんだ規制になっているとおっしゃっていましたが、およそ来てくれないのではないかなという気がいたしまして、そういうふうに思っております。

伊藤座長 ありがとうございます。

今の議論はまだまだ尽きないと思いますので、進め方として、とりあえず4、5につきましても説明と意見交換をして、また3について必要に応じて議論を続けるということにさせていただきます。

渡邊幹事 それでは、資料24の11頁を御覧ください。論点4になりますが、「業務遂行時の資格表示義務」でございます。

論点1の考え方を採用した場合、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、社員である外国法事務弁護士が業務を執行すること、代表することが禁じられることとなります。

仮に、これに違反して、外国法事務弁護士である社員が、法人による日本法に関する法律事務の取扱いについて、業務執行し、又は代表した場合、依頼者が外国法事務弁護士である社員の法人における権限内容を誤解し、不測の損害を被るおそれがございます。

そこで、このような弊害が発生することを防止するため、外国法事務弁護士が個人として業務遂行する場合と同様に、社員である外国法事務弁護士に対し、その資格を表示する義務、具体的には、外国法事務弁護士であるという資格や原資格国がどこであるか等の表示を義務付けるなどの措置を講じるものとするところでどうかということでございます。

次に論点5でございしますが、これは、法人外部の者との関係を規律するルールでござい
ます。

弁護士法第72条は、弁護士又は弁護士法人以外の者が法律事務の取扱いを業とすること
を原則的に禁止してありまして、その違反行為は刑事処分の対象とされております。また、
弁護士法第72条に違反する行為を直接的又は間接的に助長することを防止するため、弁護
士、弁護士法人及び外国法事務弁護士については、弁護士法第72条に違反する者との間で
特に二つの類型の提携行為をすることが禁止されております。具体的には、弁護士法第72
条に違反する者から事件の周旋を受けること、弁護士法第72条に違反する者に自己の名義
を利用させること、これらの二つの提携行為が特に禁止されてありまして、この禁止行為は
違法性が特に高いということで、刑事処分の対象とされております。

B法人につきましても、弁護士法第72条に違反する行為を直接的又は間接的に助長する
ことを禁圧する必要があることには変わりはありません。また、刑事罰をもって禁圧すべ
き助長行為の内容については、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士の場合と異なる
ところはないのではないかと考えられます。

そこで、B法人についても弁護士法第27条と同様の規律を設けるものとするものでどう
かということで、考え方を示させていただきました。

以上でございます。

伊藤座長 そういたしましたら、ただいま説明がございました論点4及び論点5のここで示さ
れている考え方について、御質問あるいは御意見があれば承りたいと思います。いかがでし
ょうか。

越委員 論点の4も5も、ここに示された考え方に、私は違和感はないのですけれども、4に
ついてだけは補足を申し上げたいのです。

前に申し上げたことがあるのですけれども、弁護士法とか個別の実定法の内容を御存じな
い普通の方は、例えば外弁という単語を知らないですし、日本の中にニューヨーク州弁護士、
カリフォルニア州弁護士といった方々がいらっしゃるのだということも肌身で知らない人が
います。そして、ごく普通の日本人には、ビジネスマンのように、いろいろな意味の実務に
なじんだような方であっても、「ニューヨーク州の弁護士資格を持っていれば日本でも弁護
士の仕事をしてもよいか悪いか知っていますか」という質問についての的確に答える方が、1
00パーセントでは絶対ないと思います。むしろ大変そこは疑わしいという現実を踏まえた
上で制度設計するべきではないかと思えます。

もっと平たく言えば、ニューヨーク州弁護士ということを書いている場合に、それ
に括弧して、だから「日本法は取扱いません」と書いた方がよいぐらいではないかという、
そういう気持ちなのです。ただ、そういうことはお願いできないでしょうから、例えば名刺
交換をするときに一言、依頼者が誤解しないように一言添えることを日弁連で奨励してい
ただとか、法的な義務はないけれどもスタンダードビジネスプラクティスにさせていただくよ
うなことをしないと、私は不安です。

それから、実際に外弁の方が外資のお客様から重宝されるケースというのは、やはりお互
い英語のできるからという面があるのですね。ところが、そういう場合によく出てくる法律
というのは証券関係だったり会社法だったりするのですけれども、日本の会社法は、本当に
日本人の大御所の先生でも「本音ではもう分からなくなってしまったのだよね。」とおっし

やるぐらい難しくなっています。ましてやという面が外弁の方にはあるだろうということも、人間謙虚に物を考えるべきだということであれば、私はそれは忘れてはならないと思うのです。典型的な例としては、アメリカの会社の駐在員として日本にいらっしゃっている日本語をお話しになることのできない方が日本にいらっしゃる外弁の方と何かをするときに、その外弁の方に、「実は自分は日本の弁護士の資格は持ってないから日本法に関するアドバイスはできないのですよ。」ということ误解のないようにしてあげるといこともスタンダードビジネスプラクティスにさせていただく方が望ましいと考えております。以上です。

伊藤座長 具体的な御意見をありがとうございました。次回の議論にも関係すると思っておりますけれども、有益な御指摘をいただいたと思っています。

ほかにいかがでしょう。

牛島委員 今、越委員の言われたことに私なりの感想的補足と言うと僭越なのですが、外弁制度そのものについての、これは私なりのということを示しましたが、もともと日本で外国法に対するサービスが不足して困ったという国内発の事情があって外弁制度に行ったわけではないということがあるのですね。これは私は決してけしからんとは思いません。何人かの方には釈迦に説法だと思うのですが、例えばアメリカの方から見て、ヨーロッパの方から見て、日本に進出する、今、越委員が英語のことをおっしゃいましたけれども、自分の国の人に相談したいというのはごく当然のことだと思いますし、また松木委員は大商社の方でございますけれども、日本には商社があるけれどもアメリカには商社はないのであって、それにかわるファシリテーターという言葉が当時よく使われましたけれども、促進してくれる人は実は法律事務所なのだと。だから、弁護士には法律が何法かという以前に自分の横にいてほしいのだという例えばアメリカのビジネスマンの要求というのは、これはそれなりに、つまり弁護士に来てほしいかどうかは別としても、アメリカの方に日本でビジネスをやってほしいというのは恐らく国是としてあったらと思いますから、そういう意味では当然の要求なのだろうと思います。

しかし、これも越委員のおっしゃったことに下線を引く程度のことなのではございますけれども、日本に来てする仕事のほとんどは、あるいはほとんどという言い方が悪ければ、相当部分は日本法を少なくとも主要な部分とする仕事なのですね。それは当然そうになってしまう。そうであっても、外国の弁護士が日本に来て、「それは私できませんから全然関係ありません」と言うのはなかなか難しい。「そんなことは駄目なのだから、ほかの日本の弁護士事務所へ行って勝手に聞きなさい」と言うわけには、それで先ほど私はニューヨークのとても大切なお客さんという例を挙げたのですけれども、なかなかそうは言いにくい。したがって、日本の弁護士とパートナーシップを組みたい、あるいは日本の弁護士を雇いたいという外国側からの要求というのは、ある意味合理的な、その観点から見ればですね。

そのときに我々からの問題は何かというと、そんなことはさせないということだけでは決まらないうと私は思いますし、これからもそうあってはならない。一つは、この場の問題ではありませんけれども、日本の弁護士が本当にそれに応じられるのかという我々に突きつけられている問題もあると思っておりますけれども、ここでの制度論として、私は先ほど申し上げたつもりなのですが、外国の弁護士が、外弁資格を持っている方であっても、何とか依頼者の役に立ってあげたいという思い、これは私はよい思いだと思います。そのときに法を越

えない、つまり誘惑にさらされたときに、分からないことでも分かったように言うてはならないというような制度づくりをする必要があるのだろうと私は思うのです。そのために、私は、例えば混合法人をつくったということであれば、あれはおたくの支店だね、あなたは支店の人間なのだね、あるいはあなたは支店を持っているねというニューヨークでのやり取り、そういったことがあろうとも、しかし違う法律のことについてはやはりその国の法律の専門家の意見が通りやすい制度にしておいた方が、その需用者、消費者であるというよりはむしろ大きな企業かもしれませんけれども、そういう需用者のためになるのではないかという思いがあります。他方で、それに対して日本の弁護士が対応できているかどうか、これは別の問題として、当然それが前提になければならないと思いつつも、やはりそのような制度づくり、つまり、のりを越えるような、これは刑罰法規違反なのか、懲戒なのか、あるいはその手前なのかは別として、そういう誘惑に負けないような、あるいは負けた場合には問題になるような制度づくりをしておくということが制度をつくるときには必要なのではないかということで私は意見申し上げているつもりです。

伊藤座長 今の牛島委員の御発言にもありましたように、論点4、論点5も先ほどの論点3と密接に関係する問題でありますので、全体をもう一度総合して、残された時間で御発言いただければと思います、いかがでしょうか。

論点3を中心にいたしますと、日本の弁護士がこれまで果たしてきた、あるいは現在社会・経済の中で果たしている役割についての認識は恐らく共有されていると思いますし、それがB法人制度をつくることを通じて外的要因によってゆがめられることがないように、あるいはそれによって市民や企業に対して不測の不利益を生じさせることがないように考えなければいけない、それも恐らく委員の中で全く認識の違いはないように思いますが、その上で、論点1、2、論点4、5というようなことで、従来の共同事業と同様の基本的な考え方で対処することでもいいのか、それとも論点3のような新しい規律を設けることが必要か、それから適切かというような点について、委員の中でお考えの違いがあるように受け止めたのですが、現在の段階ではその点についてのお考えの違いというふうに整理しておいてよろしゅうございましょうか。今の段階でどちらが正しいかというようなことを決めるのはなかなか難しいかと思っておりますので、次回に持ち越して議論をして、その上でなお意見が完全に一致しない場合には、その段階でまたその後の取扱いを考えるということにさせていただきたいと思っておりますが、とりあえずは今のようなことで、次回に本日の議論の続きと、それから後半部分、日弁連の実効的な監督を行うための方策について、これももちろん、それが果たしてどういうものになるかによって、論点3のような規律を設けることが必要かどうかということにも反映してくるわけでございますので、全体は不可分一体なものとして関係していると思っておりますから、そのあたりについての議論を更に深めていきたいと思っておりますが、ただいまのような一応の内容の、まとめではございませんで、お考えが一致しているところと、なお違う、差異が残っているところの整理だけでございますけれども、そういうことで御了解いただければ、今申しましたような形で更に次回議論を続けたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。もしよろしければ、そのようにさせていただきます。

何かほかに特に御発言がございましたら。

下條委員 越委員にはこの判断基準という非常にいいペーパーを出していただきました。先ほど越委員もおっしゃいましたように、このほかにも判断基準はあるだろうということで、私

の方から二つほど判断基準を申し上げたいと思います。

一つは、司法制度改革審議会の意見書に基づいて今現在進行形の司法制度改革であります。その中に弁護士の国際化という項目がございまして、この審議会の意見書は弁護士の国際化を抜本的に推進すべきであると言っております。ですから、その面も十分視野に入れて検討していくことが重要ではなかろうかと思えます。

もう一つの点は、先ほど高中委員が、外国の弁護士でもいろいろ、倫理性とか独立性とか、そういうものに縛られていることは理解しておられるとおっしゃっていましたが、全世界的に弁護士の間で非常によく言われていることに、弁護士のコアバリューズというのがあります。弁護士の本源的価値といいますか、弁護士のコアバリューズ、これを大事にしていけないといけないねと。特に現在は、弁護士の二極化とか言われていまして、ビッグローと言われる、非常に大きな、国際的なマージャー・アンド・アクイジションみたいな、あるいは資金調達みたいな、そういう大きな弁護士業務に従事する弁護士がいる一方、他方には伝統的な国内民事事件をやる弁護士もいるということで、この二つの二極分化ということが言われております。この二極分化は事実としてもう受け止めざるを得ないと思うのですけれども、にもかかわらず、弁護士というプロフェッションを一つにまとめていく、そのような連結的な概念としてコアバリューズということが非常に盛んに言われています。ですから、コアバリューズを中心にして弁護士は一つのプロフェッションとしてやっっていこうということでもあります。コアバリューズの中心を成すものは、先ほども出ましたように、弁護士の独立性、それから秘密保持義務、それから利益相反の禁止、こういったものがコアバリューズと呼ばれております。ですから、この辺を常に念頭に置いて検討していくということも非常に重要なことであろうということで、今の二つの判断基準を追加させていただきました。まだこのほかにもあるかと思えますけれども、一応二つの基準を追加させていただきました。

伊藤座長 どうもありがとうございます。先ほどの越委員の説明資料と、ただいまの下條委員からの御発言は、今回の議論の中でまた踏まえさせていただければと思います。ありがとうございました。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 私はいろいろ私なりの考えを申ししてきましたけれども、一度違う事実というのを前提としてお考えいただければ。もちろん論者によると思えますけれども。それは、弁護士、例えば外国の弁護士が日本に来たときには、やはり日本で仕事をしなければいけないというのがスタートポイントなのですね。したがって、私は、そういう意味で、日本にいらっしゃる外国の外弁の方ないし外国の弁護士はつらいところにいるのだらうと想像しているのです。それは何か。これから先は私の思い込みかもしれません。私は事実を言っているつもりですけれども、そういう意味でそういう仮定に立ったらどう見えるかということのお願いなのですけれども、私なりの理解、これは現実のつもりで申しますけれども、なぜつらいかと申しますと、ニューヨークならニューヨークのパートナーシップの中で頭角をあらわし、あるいは一定の責任を果たさなければいけない。責任はもちろんいろいろな責任がありますがけれども、収入を得なければならぬ。そのときに、日本に来ての仕事の大部分は日本の法律にかかわることなのですね。しかし依頼者は、越委員も先ほどおっしゃいましたけれども、アメリカの企業、イギリスの企業であれば、とても話したがる、その方を頼りにしたがる、あるいはその方の親分はニューヨークにいて、依頼者のためになつてやれと言う。いろいろな状

況があると思いますけれども、そのときに自分が日本法をしてもいいと思っている方は、普通であればいいと思うのです。ところが、私どもの経験している現実、現状は、外国の弁護士で、日本でパートナーと称していても、どうやら法律事務をしているらしく見える方であっても外弁資格を取っていない人がいらっしゃる。そういう緩い状況下に、緩いというのは私の評価ですから間違っているかもしれませんが、そういう状況下にあると、その外国弁護士は大変つらいだろうと思うのです。私が何を言いたいかというと、一定の制度、つまり乗り越えることができないきちんとしたのりが日本にはあるのだ、この枠の中で働くのだということであれば、自由闊達にその中で働かれればいいと思う。しかし、そののりが余りにルーズであると、その方は誘惑に負けてしまうかもしれない。もちろん弁護士である以上誘惑に負けるなんて話にもならない、それはニューヨークであれ日本であれ同じであると切り捨てれば、それまでだと思うのです。しかし、やはり制度というものはそういう可能性をも考慮していいのではないか、こういうふうに私は思うので、日本に来ている外国の弁護士も日本法の仕事の誘惑にさらされているのだなという前提で考えると、制度の見え方が違ってくるのではないかという、これは私なりの見方でございます。

伊藤座長 分かりました。本日の議論ももちろんですが、次回の日弁連の監督等の議論の際にも、ただいまの御発言を踏まえて御意見を頂戴できればと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

他に特に御発言がなければ、次回の研究会ですが、7月29日水曜日、午後3時から、場所は法務省にて行われる予定になっております。

それでは、本日はこれで閉会にさせていただきます。どうもありがとうございました。

—了—